

亀山市告示第 1 1 2 号

亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 2 8 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、空き家情報バンクに登録された空き家の売買契約又は賃貸借契約に要する仲介手数料の一部を補助することにより、空き家情報バンクの活用を促進し、もって市内の空き家の有効活用と市への定住に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 空き家 亀山市空き家情報バンク制度実施要綱 (平成 2 3 年 亀山市告示第 4 2 号。以下「要綱」という。) 第 2 条第 1 号に規定する空き家をいう。
- (2) 所有者等 要綱第 2 条第 2 号に規定する所有者等をいう。
- (3) 空き家情報バンク 要綱第 2 条第 4 号に規定する空き家情報バンクをいう。
- (4) 成約者 要綱第 8 条第 2 項に規定する利用登録者であって、空き家情報バンクに登録された空き家の所有者等と売買契約又は賃貸借契約を締結し、及び当該空き家に居住した者をいう。
- (5) 仲介手数料 宅地建物取引業法 (昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号) 第 4 6 条第 1 項に規定する宅地建物取引業者が受けることのできる報酬をいう。

(補助金の名称)

第 3 条 この告示により交付する補助金は、亀山市空き家情報バン

ク活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）という。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、空き家情報バンクに登録された空き家であって売買契約又は賃貸借契約が成立したもの（以下「対象物件」という。）の所有者等及び成約者とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を補助金の交付対象者としな
いことができる。

（1）亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等

（2）亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例124号）に規定する使用料

（3）亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）に規定する家賃

（4）亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）に規定する使用料

（5）亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）に規定する負担金等

（6）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、仲介手数料の2分の1（5万円を超える場合は、5万円）を限度とし、予算の範囲内において市長が定める。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする所有者等又は成約者（以下「申請者」という。）は、亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて市長に提

出しなければならない。

- (1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 仲介手数料の支払いを証する書類の写し
- (3) 転入を証明する書類 (成約者に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査した上でその可否を決定し、亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付 (不交付) 決定通知書 (様式第 2 号) により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 7 条 前条第 2 項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内に亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金支払請求書 (様式第 3 号) により補助金を請求するものとする。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に締結される空き家の売買契約又は賃貸借契約に要する仲介手数料に対する補助金の交付から適用する。

亀山市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

印

亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付申請書

亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金の交付を受けたいので、亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 対象空き家の空き家情報バンクにおける登録番号
- 3 対象空き家の所在地
- 4 添付書類
 - ・売買契約書又は賃貸借契約書の写し
 - ・仲介手数料の支払いを証する書類の写し
 - ・転入を証明する書類（成約者に限る。）
 - ・その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

亀山市長

亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金の交付について、下記のとおり交付(不交付)と決定しましたので、亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 対象空き家の空き家情報バンクにおける登録番号
- 3 対象空き家の所在地
- 4 交付の条件又は不交付の理由

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

亀山市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

印

亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金支払請求書

亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 補助金支払請求額 円
- 2 対象空き家の空き家情報バンクにおける登録番号
- 3 対象空き家の所在地
- 4 振込先(申請者本人名義の口座に限る。)

振 込 先 金 融 機 関 名	金融機関名	銀行 信用金庫 支店 農協 労働金庫 出張所
	預金の種類	普通 ・ 当座 (該当を で囲む)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

